

官民連携による 被災者支援体制の構築に向けて 防災庁が担う役割

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科

阪本真由美

防災庁の担うべき役割

- 災害対応における官民連携の取り組み指針の提示
- 官民連携を促進するための制度基盤の構築、災害関連法律の整備と財源確保
- 官民連携のための人材育成

大規模災害にみる被災者支援の課題

- ①市町村も被災。膨大な災害対応業務
- ②被災者全員に公平に支援を提供できない
- ③行政には支援の仕組みがない事項が多数ある
 - － 炊き出し
 - － 被災した自宅の土砂清掃/瓦礫除去
 - － 自主避難/在宅避難/車中泊支援
 - － 高齢者・障害者・外国人・妊産婦・子育て世代支援
 - － 広域避難支援
 - － 制服/家財品
 - － 仮設入居者支援体制・イベント対応
 - － ブルーシート張り
 - － 生活再建への相談窓口

人道憲章

- 災害や紛争の被災者に尊厳ある生活を営む権利があり、したがって支援を受け入れる権利がある。
- 災害や紛争による苦痛を削減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである。

人道憲章の基盤となる3つの権利

- 尊厳ある生活を営む権利
- 人道支援と受ける権利
- 保護と安全の権利

スフィア

1997年に人道支援を行うNGOのグループと国際赤十字・赤十字新月運動により設置されたプロジェクト。人道支援の質と説明責任の向上に取り組む

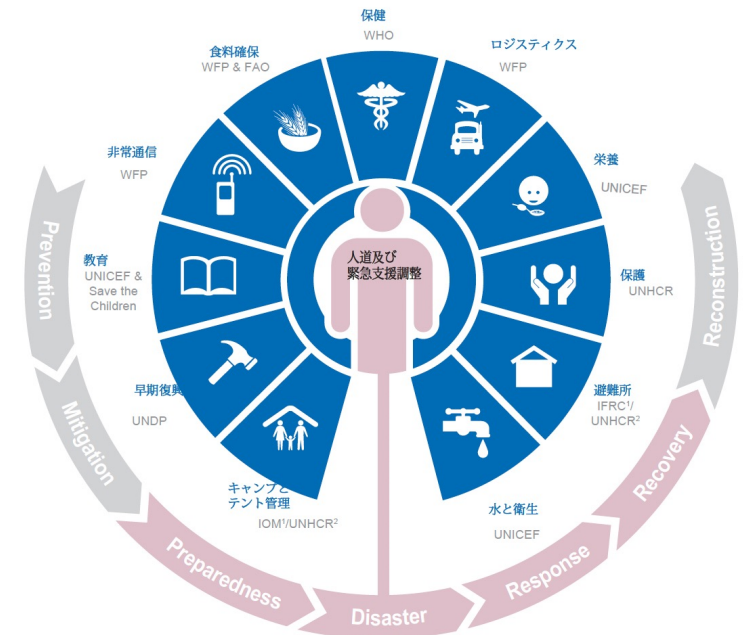


被災者が尊厳ある生活を営むため支援が提供できる体制にあるのか？

国連クラスター・システム

- 官民・国際機関連携による緊急事態対応のための支援調整の仕組み
- セクター別に主として対応する機関を定める。
- 支援の効率性を高め重複を防ぐ。

事態対処の大枠	Cluster
初動体制の確立・被害情報の収集	ロジスティックス
輸送ルート確保	
物資の調達	
	食料確保
	栄養
医療・保健・福祉	医療・保健
避難所の確保	避難所
	キャンプとテント
ライフライン復旧	水と衛生
学校の再開	教育
	保護
家屋調査・住まいの確保	早期復興
災害廃棄物	
生業支援	



栄養・保護は
該当する仕組みがない

官民連携による栄養支援（トルコ赤新月社）

拠点を調理

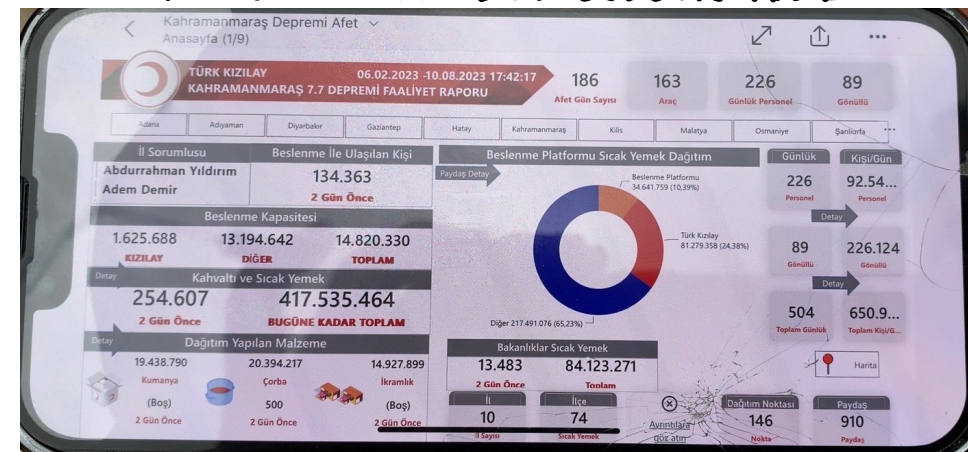


- ・被災地AFADとの配食先を調整
- ・モバイルキッチンで温食を配食



- ・ 5000食/回=15,000食/日
- ・ 調理師の資格を持つシェフを配備
- ・ スフィアに基づく栄養管理

ITを活用した配食支援情報管理



- ・ 地震から163日間で417,535,464食（温食）を提供
- ・ 全ての地域で温食を提供されている

こども食堂防災拠点化（宇和島市）

西日本豪雨災害

＊災害時の子どもの食の問題



こども食堂



地域の食の拠点



南海トラフ地震
食のネットワーク

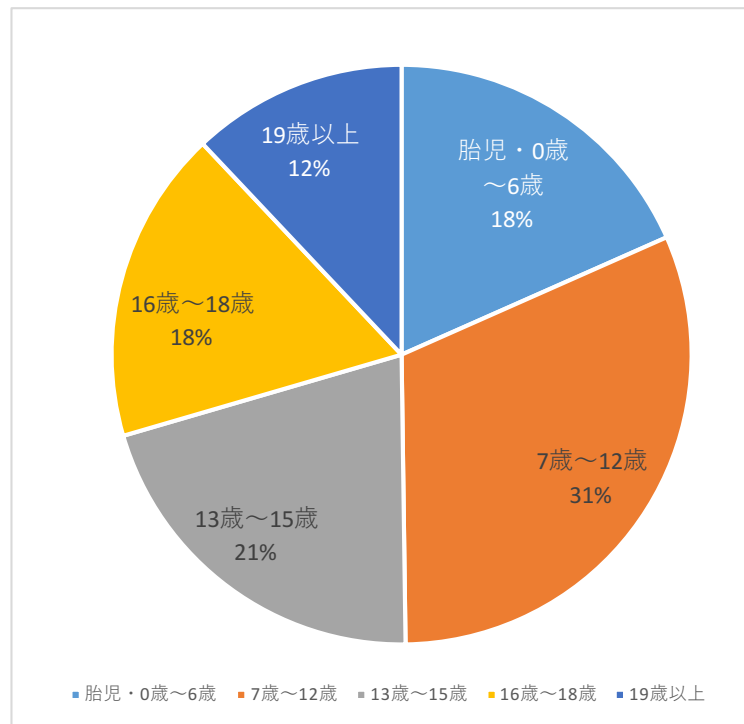


災害時の炊き出し支援に関する協定書
（宇和島市・宇和島市子ども食堂連絡協議会）
2025年2月5日

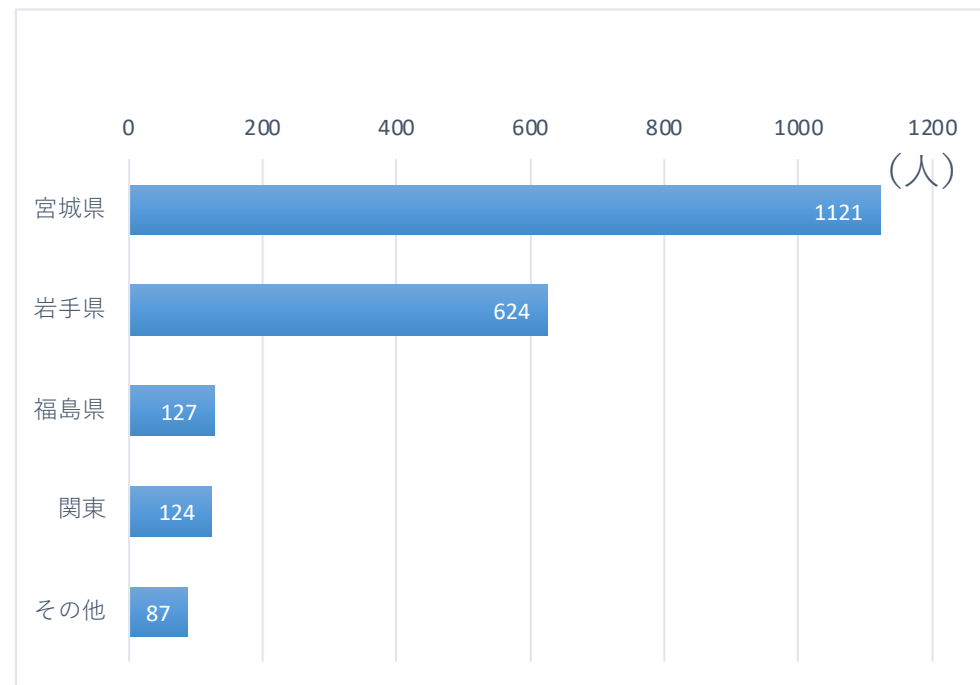
被災児の保護・支援

阪神・淡路大震災：震災遺児・孤児 573名

東日本大震災：震災遺児・孤児2083人（遺児1798人，孤児285人）



東日本大震災の震災遺児（年齢別）あしなが育英会



- ・奨学金（奨学基金：宮城こども育英基金など）
- ・里親による支援（宮城県里親連合会）
- ・あしなが育英会：レインボーハウス（宮城県仙台市、石巻市、岩手県陸前高田市）を通した、震災遺児の心のサポート

企業による災害支援（東日本大震災）

東日本大震災における企業・団体による支援額は1224億円。

- ・ 金銭的寄付を行った企業の割合は95%（438社）
- ・ 現物支給を行った企業は72%（331社）
- ・ 社員等が被災者・被災地支援活動に参加した企業は56%（259社）

東日本大震災における経済界からの支援

項目		金額（億円）
1	企業による支援	
	金銭的寄付	715
	現物寄付（サービスを含む）	148
	社員募金や店頭募金等に係るマッチング寄付	27
	その他	14
2	団体による支援	
	団体が取りまとめた支援	90
	団体独自の支援	16
3	社員や消費者・顧客などの寄付金	213
計		1,224

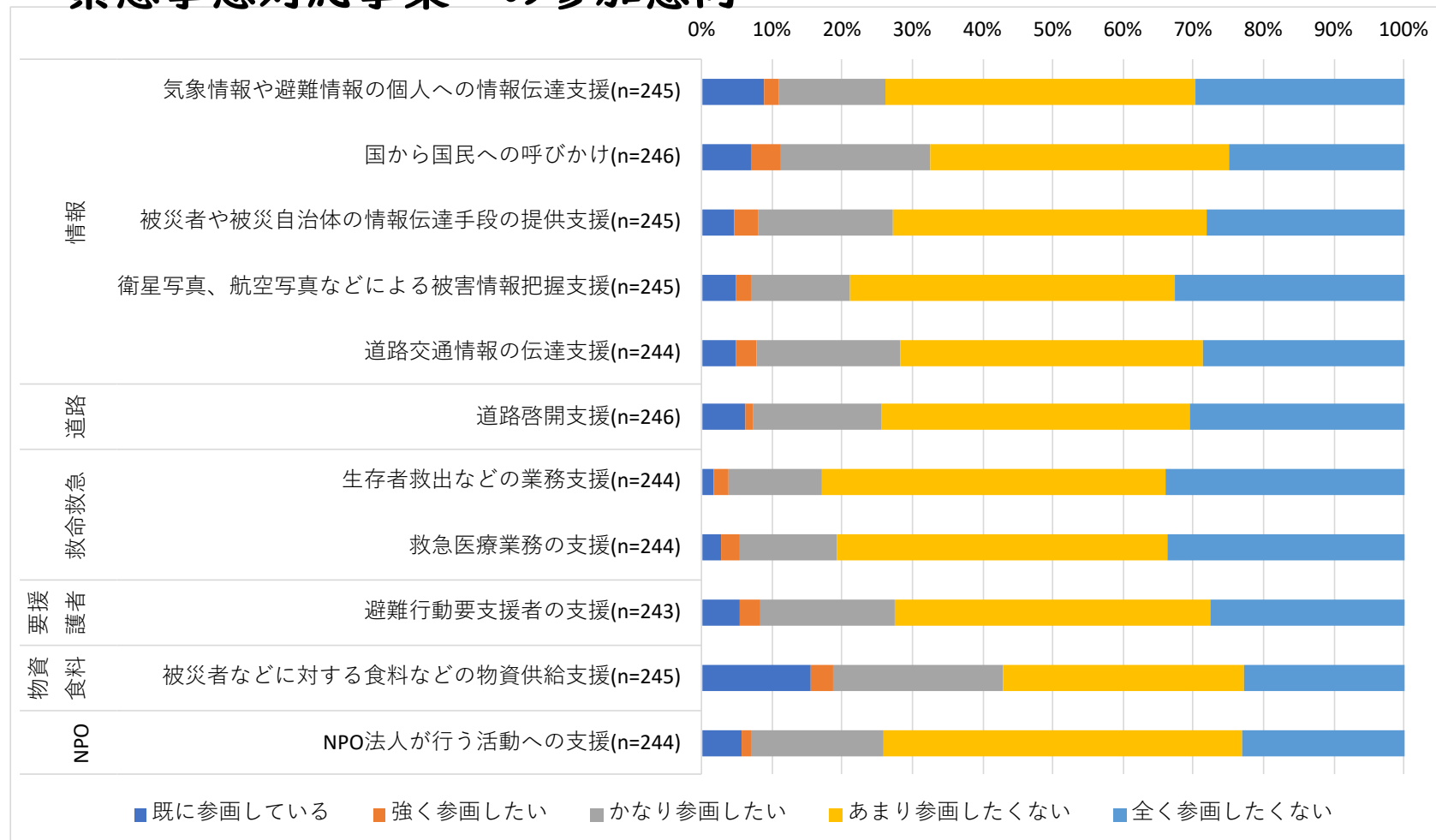
義援金・支援金の内訳

種別		受付総額（億円）
義援金		3,476
支援金	災害ボランティアセンター活動プロジェクト会議	7
	指定寄付金「赤い羽根災害ボランティアNPO・NPOサポート基金」	31
	ジャパン・プラットフォーム	67
計		3,581

（出典）日本経済団体連合会（2012）より

企業の防災事業への参加意向

緊急事態対応事業への参加意向



ひょうご震災記念21世紀研究機構・内閣府

質問票調査(調査票送付・web入力)2020年9月7日~30日

送付数・回答数

経済団体連合会(送付数1437件・回答数216件)経済同友会 (送付数58件・回答数11件)

国民産業・消費者団体連合(送付数511件・回答数27件)

民間企業の防災事業への参画意欲

- 参画実績・参画意欲は、全般的に高くない。
- 資本金や従業員数の大きい大企業の参加実績は大きい。将来的な参画意欲は中小企業でも高かった。
- 参画への意向：緊急事態対応＞応急対策＞災害予防＞復旧・復興
 - － 緊急事態対策：食料・物資支援、個人への情報伝達。
 - － 応急対策：避難所運営・罹災証明等

【事業参画のために検討が必要な事項】

- 行政の防災計画における企業の位置付けの明確化
- 事業参画による対価の支払い
- 行政/民間のリスク分担
- 業務内容の整理
 - － 行政機能を代行する業務（罹災証明）
 - － 被災者支援の質を上げる業務（避難所）

官民共通の災害対応指針

災害対策基本法

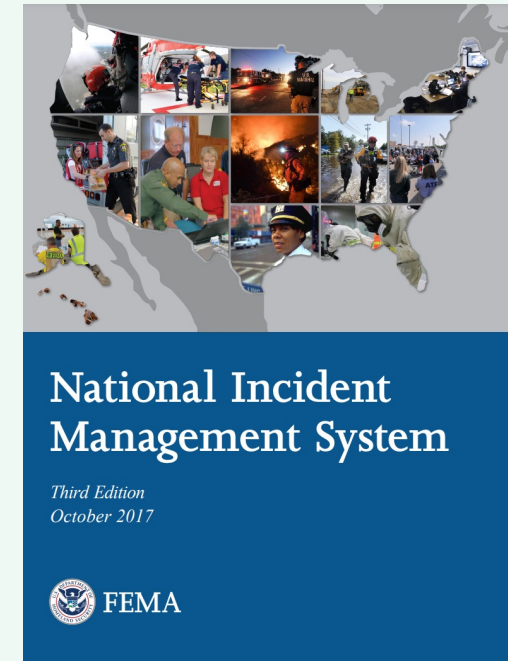
第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより・・・

災害救助法

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

- 災害対応は政府だけでなく、企業、NGO/NPO、国民が一丸となり行う
- そのための法制度の運用・財源も検討する

国家災害管理システム（NIMS）



NIMS は、あらゆるレベルの政府、非政府組織（NGO）、民間部門が協力して災害を防ぎ、保護し、被害を軽減し、対応し、復興するための指針である。

行政の民間との連携・調整方法の明確化

神戸市災害時業務継続・受援計画（令和5年1月）

5. 災害ボランティアの受入

(1) 一般ボランティア

災害発生後、神戸市社会福祉協議会に「神戸市災害ボランティア情報センター」を設置し、被害状況やボランティアニーズなどに関する情報の提供を行うが、これらの情報の収集と提供については、災害対策本部と十分に連携して行う。

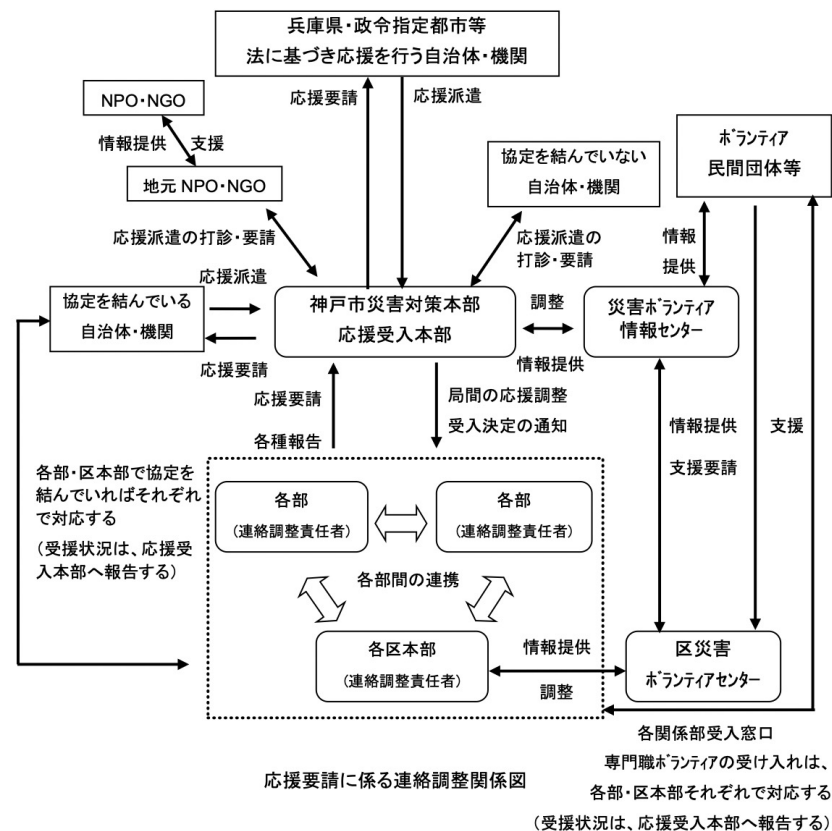
なお、一般ボランティアについては、各区社会福祉協議会により設置される「区災害ボランティアセンター」において受入れを行う。

(2) 専門職ボランティア

専門職ボランティアについては、次の表のとおり各部が担当窓口として受入れる。

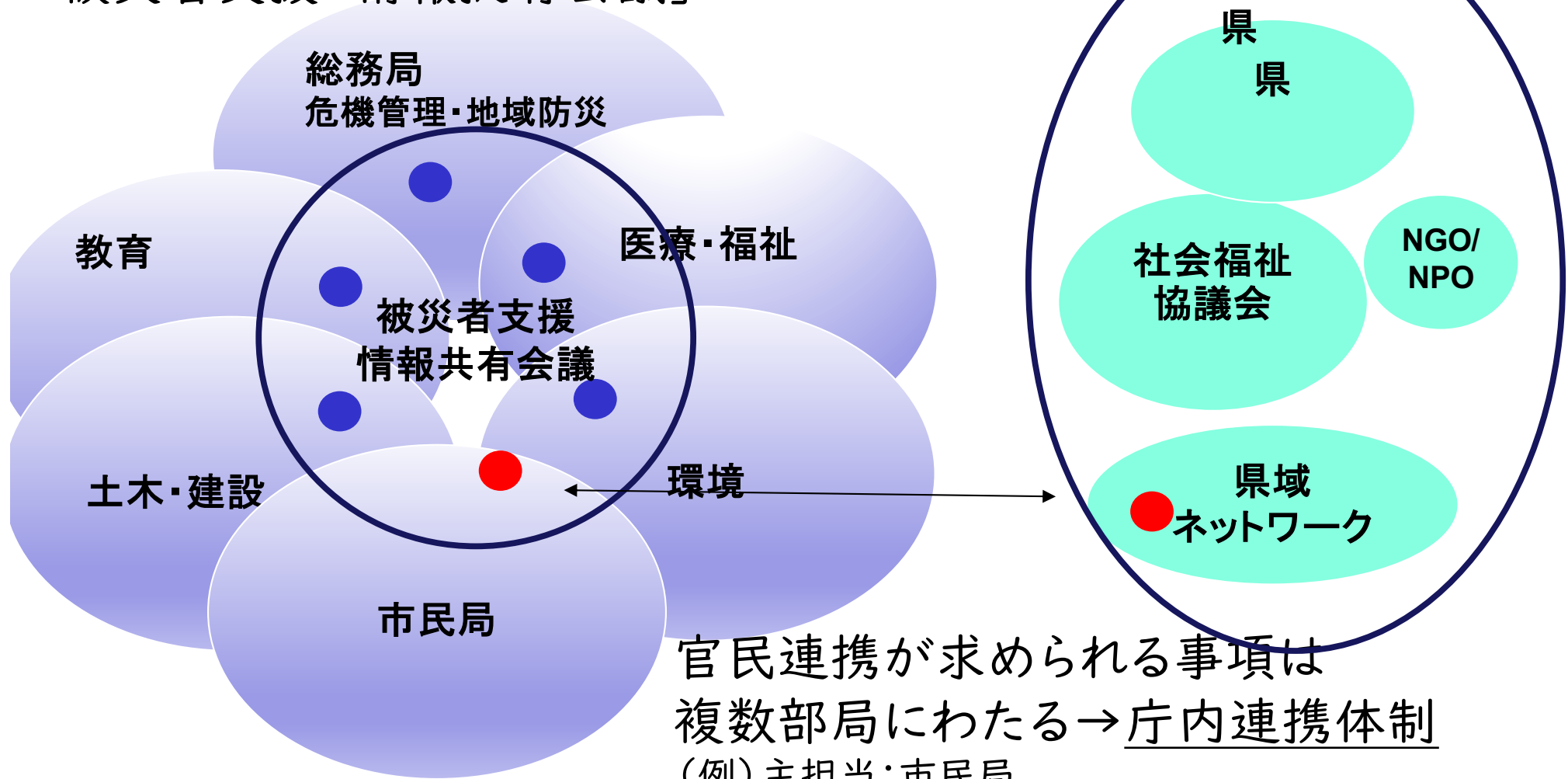
なお、表に定めのない専門職ボランティアについては、関係部が臨機に対応する。

名 称	内 容	担当窓口
医師・歯科医師・薬剤師・看護職 その他の医療関係職等	医療救護 等	健康部
通訳者	通訳翻訳	市長部
建築士	すまいの耐震診断	すまいるネット 建築住宅部
レスキュー隊	救助、救出	消防部
建築業者	建設機械等の貸出	建設部
精神保健福祉士	心の相談	福祉部
自治体職員	応援職員派遣	危機管理部



行政内の連携の仕組み

災害対策本部に「被災者支援班」
被災者支援「情報共有会議」



官民連携が求められる事項は
複数部局にわたる→庁内連携体制

(例) 主担当: 市民局

副担当: 危機管理・地域防災

メンバー: 各部局のリエゾン



官民連携に向けた 人材育成

長野県総合防災訓練にあわせた
官民連携訓練（2017～）



- ・ 長野県災害対策本部（県ボランティア担当+NPOリエゾン）
- ・ 長野県NPOセンター+JVOADによる情報共有会議

